

令 和 6 年 度
(2024年度)

高崎工業団地造成組合歳入歳出決算
及び資金不足比率の審査意見書

高崎工業団地造成組合
監 査 委 員

写

第200-3号
令和7年10月24日

高崎工業団地造成組合
管理者 富岡 賢治 様

高崎工業団地造成組合
監査委員 南雲孝志
同 森昌彦

令和6年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算及び資金不足比率の
審査意見について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された令和6年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和 6 年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算審査意見書

第 1	審査の基準	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の対象	1
第 5	審査の着眼点	1
第 6	審査の実施内容	1
第 7	審査の結果	1
1	事業の概要	2
2	決算の概要	2
3	歳入	4
4	歳出	5
5	実質収支に関する調書	6
6	財産に関する調書	6
第 8	審査の意見	7

令和 6 年度高崎工業団地造成組合資金不足比率の審査意見書

第 1	審査の基準	8
第 2	審査の種類	8
第 3	審査の期間	8
第 4	審査の対象	8
第 5	審査の着眼点	8
第 6	審査の実施内容	8
第 7	審査の結果	8
第 8	審査の意見	9

凡 例

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として円単位で表示した。
ただし、実質収支に関する調書の金額は、千円単位で表示した。
また、千円単位で表示したものは、単位未満を四捨五入した。
- 2 文中及び各表中で用いる比率（%）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。
なお、構成比率（%）の合計が100とならない場合は、一部調整した。
- 3 増減率は、次式により算出した。
$$(\text{当年度の計数} - \text{前年度の計数}) \div \text{前年度の計数の絶対値} \times 100$$
- 4 文中の表記及び各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0.0」	当該数値はあるが表示単位未満のもの
「-」	当該数値のないもの
「△」	負数を示し増減を示すときは減を表すもの
「皆増」	前年度に数値がなく全額増加したもの
「皆減」	当年度に数値がなく全額減少したもの
- 5 文中で金額の後の（）内に表示した比率は、表記してあるものを除き、対前年度の増減率である。
- 6 表中の年度については、元号を省略して表示した。

令和6年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の基準

本審査は、高崎工業団地造成組合監査基準（令和2年高崎工業団地造成組合告示第3号）に準拠し実施した。

第2 審査の種類

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定による決算審査

第3 審査の期間

令和7年8月21日から10月17日まで

第4 審査の対象

- 1 令和6年度 高崎工業団地造成組合歳入歳出決算
- 2 令和6年度 高崎工業団地造成組合歳入歳出決算事項別明細書
- 3 実質収支に関する調書
- 4 財産に関する調書

第5 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「決算審査の着眼点」に基づき、次の項目を主眼として審査を実施した。

- (1) 決算及び関係書類は地方自治法等に準拠して調製されているか。
- (2) 決算書及び附属書類に記載された計数は一致し、正確であるか。
- (3) 予算の執行が適正かつ効果的に行われているか。

第6 審査の実施内容

審査にあたっては、管理者から送付された決算書及び附属書類について、関係書類との照合を行うとともに、必要に応じて、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第7 審査の結果

審査に付された高崎工業団地造成組合歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、その計数は関係書類と符合し、正確であり、予算の執行及び事務処理においてもおおむね適正に行われているものと認められた。

審査の概要と意見については、次に記述するとおりである。

1 事業の概要

当年度の土地取得（増）及び処分（減）の状況を示すと、次表のとおりである。

【表1 土地取得（増）及び処分（減）の状況】

(単位 : m²)

区分		団地の名称等	取得又は処分面積
土地 取得 (増)	工業団地	地積更正	高崎スマートIC産業団地
		錯 誤	高崎スマートIC産業団地
		合 計	505.09
土地 処分 (減)	工業団地	分 譲	高崎スマートIC産業団地
			22,224.02
		高崎354複合産業団地	24,202.00
		寄 附	高崎複合産業団地西地区
	住宅団地	分 筆	高崎354複合産業団地
		分 譲	山名イーストタウン
		そ の 他 売 却	山名町保有地
		合 計	51,138.37
差 引			△ 50,633.28

2 決算の概要

歳入決算額は3,073,570,096円、歳出決算額は2,361,628,963円であり、前年度に比べ収入済額で3,982,644,088円(56.4%)、支出済額で4,277,333,664円(64.4%)それぞれ減少している。

当年度の歳入歳出差引額は711,941,133円で、前年度に比べ294,689,576円(70.6%)増加している。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費16,690,000円を差し引いた実質収支は695,251,133円の黒字である。

この結果、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、前年度に比べ201,617,602円(264.0%)増加し、277,999,576円の黒字である。

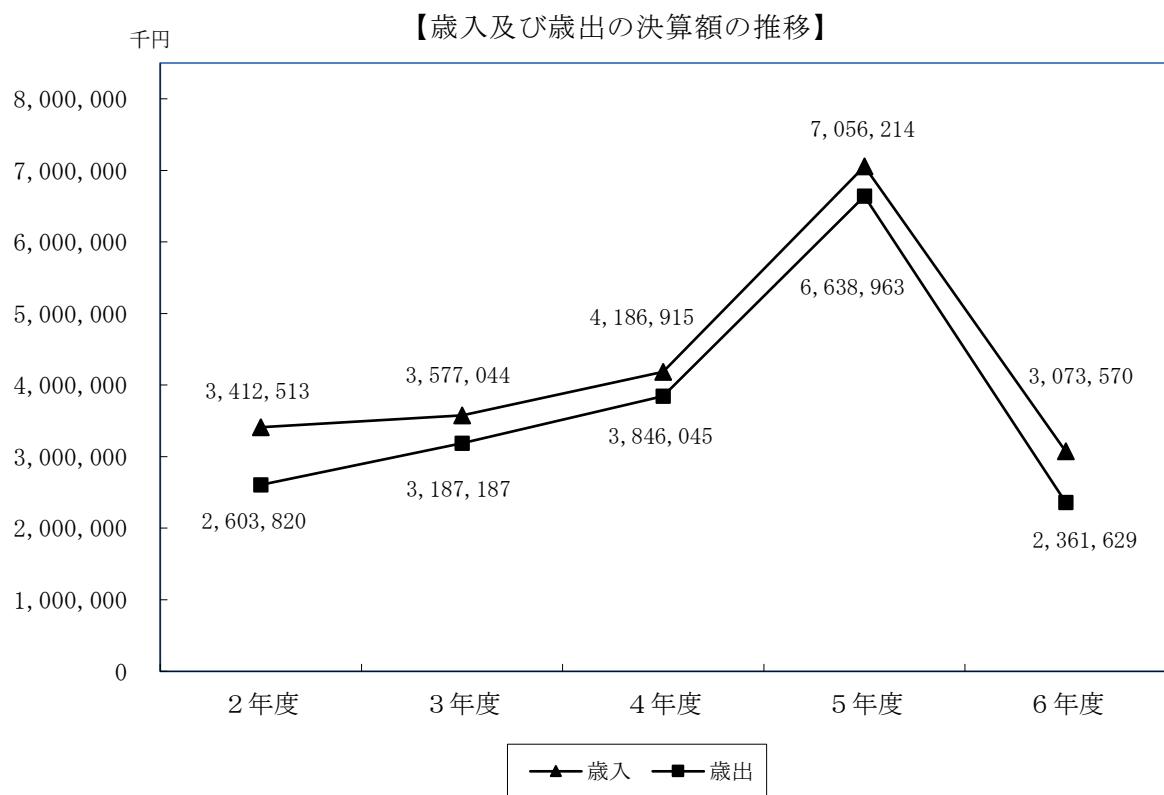
当年度の決算収支等の状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

【表2 決算収支等の状況】

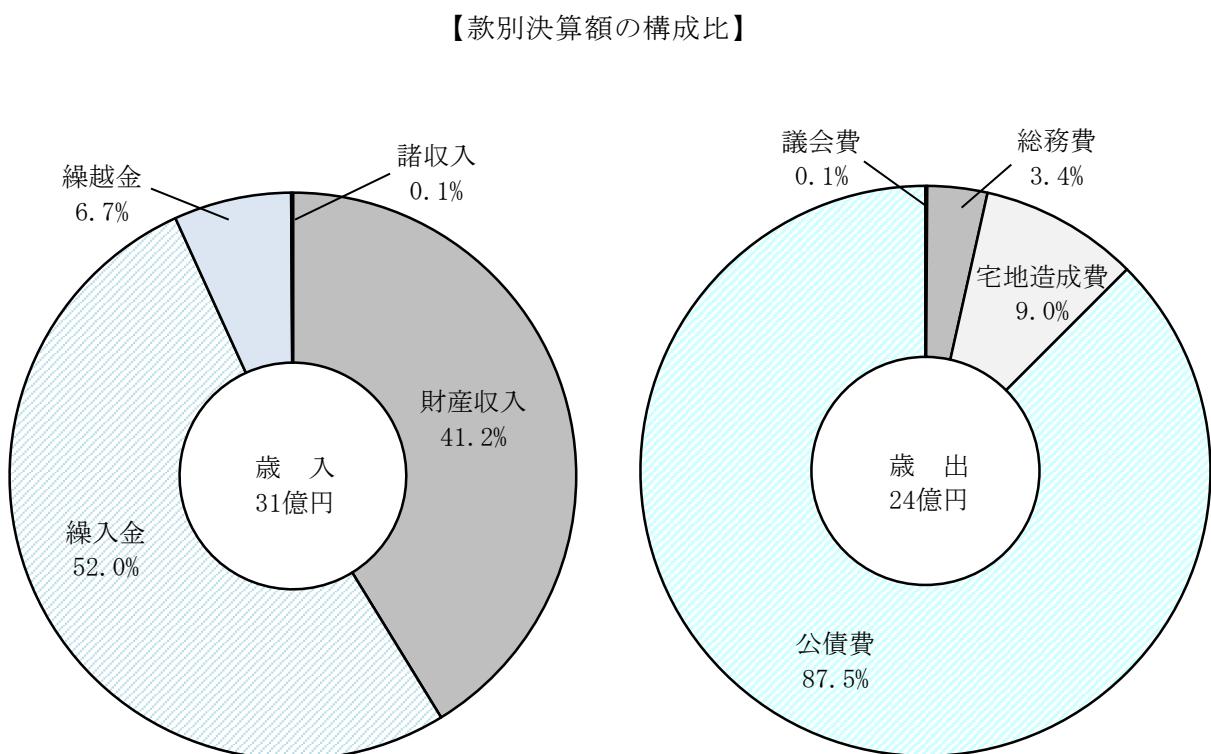
(単位 : 円、 %)

区分	6年度	5年度	比較 増 減	
			増 減 額	増減率
歳 入 総 額	3,073,570,096	7,056,214,184	△ 3,982,644,088	△ 56.4
歳 出 総 額	2,361,628,963	6,638,962,627	△ 4,277,333,664	△ 64.4
歳入歳出差引額	711,941,133	417,251,557	294,689,576	70.6
翌年度へ繰り越すべき財源	16,690,000	0	16,690,000	皆増
実 質 収 支	695,251,133	417,251,557	277,999,576	66.6
基 金 繰 入 額	450,000,000	210,000,000	240,000,000	114.3
翌 年 度 繰 越 額	245,251,133	207,251,557	37,999,576	18.3
前 年 度 実 質 収 支	417,251,557	340,869,583	76,381,974	22.4
单 年 度 収 支	277,999,576	76,381,974	201,617,602	264.0

最近5か年間の歳入及び歳出の決算額の推移を示すと次のグラフのとおりである。



歳入及び歳出の款別決算額の構成比を示すと次のグラフのとおりである。



3 歳 入

(1) 概 况

収入済額は3,073,570,096円で、予算現額に対する執行率は114.8%（前年度100.1%）、調定額に対する収入率は100%（同100%）であり、収入済額は前年度に比べ3,982,644,088円（56.4%）減少している。これは主に、財産収入で2,181,750,553円（63.3%）、繰入金で1,838,432,000円（53.5%）それぞれ減少したためである。

款別収入状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

【表3 款別収入状況】

（単位：円、%）

区分	6年度			5年度	比較増減	
	予算現額	収入済額	執行率	収入済額	増減額	増減率
1 財産収入	471,180,000	1,267,616,047	269.0	3,449,366,600	△ 2,181,750,553	△ 63.3
2 繰入金	1,996,568,000	1,596,568,000	80.0	3,435,000,000	△ 1,838,432,000	△ 53.5
3 繰越金	207,251,000	207,251,557	100.0	169,869,583	37,381,974	22.0
4 諸収入	1,316,000	2,134,492	162.2	1,978,001	156,491	7.9
合計	2,676,315,000	3,073,570,096	114.8	7,056,214,184	△ 3,982,644,088	△ 56.4

(2) 款別決算状況

款別の決算状況は、以下のとおりである。

1款 財産収入

収入済額は1,267,616,047円で、予算現額に対する執行率は269.0%（前年度100.2%）であり、前年度に比べ2,181,750,553円（63.3%）減少している。これは主に、土地売払収入で2,181,860,839円（63.4%）減少したためである。

内訳は土地の売払収入である財産売払収入が1,257,820,961円、土地の貸付収入と財政調整基金の運用益である財産運用収入が9,795,086円である。

2款 繰入金

収入済額は1,596,568,000円で、前年度に比べ1,838,432,000円（53.5%）減少している。これは、財源不足を補うための財政調整基金の繰入れが減少したためである。

3款 繰越金

収入済額は207,251,557円で、前年度に比べ37,381,974円（22.0%）増加しており、全額が普通繰越である。

4款 諸収入

収入済額は2,134,492円で、前年度に比べ156,491円（7.9%）増加している。これは主に、東京電力線下補償料で621,376円（32.0%）減少したものの、裁判所予納金還付金で800,000円皆増したためである。

4 歳 出

(1) 概 况

支出済額は 2,361,628,963 円で、予算現額に対する執行率は 88.2%（前年度 94.1%）であり、前年度に比べ 4,277,333,664 円（64.4%）減少している。これは主に、総務費で 2,668,019,800 円（97.1%）、公債費で 1,391,146,092 円（40.2%）、宅地造成費で 218,835,044 円（50.6%）それぞれ減少したためである。

翌年度繰越額は 16,690,000 円で、前年度に比べ皆増し、不用額は 297,996,037 円で、115,077,336 円（27.9%）減少している。

款別支出状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

【表 4 款別支出状況】

（単位：円、%）

区 分	6年度			5年度	比較増減	
	予算現額	支出済額	執行率	支出済額	増減額	増減率
1 議 会 費	3,491,000	2,670,110	76.5	2,002,838	667,272	33.3
2 総 務 費	82,393,000	79,199,585	96.1	2,747,219,385	△ 2,668,019,800	△ 97.1
3 宅 地 造 成 費	493,935,000	213,283,897	43.2	432,118,941	△ 218,835,044	△ 50.6
4 公 債 費	2,066,496,000	2,066,475,371	100.0	3,457,621,463	△ 1,391,146,092	△ 40.2
5 予 備 費	30,000,000	0	0	0	0	-
合 計	2,676,315,000	2,361,628,963	88.2	6,638,962,627	△ 4,277,333,664	△ 64.4

(2) 款別決算状況

款別の決算状況は、以下のとおりである。

1 款 議会費

支出済額は 2,670,110 円で、予算現額に対する執行率は 76.5% であり、前年度に比べ 667,272 円（33.3%）増加している。

2 款 総務費

支出済額は 79,199,585 円で、予算現額に対する執行率は 96.1% であり、前年度に比べ 2,668,019,800 円（97.1%）減少している。これは主に、財政調整基金積立金の減少により一般管理費で 2,667,997,476 円（97.1%）減少したためである。

3 款 宅地造成費

支出済額は 213,283,897 円で、予算現額に対する執行率は 43.2% であり、前年度に比べ 218,835,044 円（50.6%）減少している。これは、造成費で 192,444,981 円（47.5%）、用地買収費で 26,390,063 円（99.3%）それぞれ減少したためである。

翌年度繰越額は 16,690,000 円で、造成費の工事請負費である。

4 款 公債費

支出済額は 2,066,475,371 円で、予算現額に対する執行率は 100.0% であり、前年度に比べ 1,391,146,092 円（40.2%）減少している。これは主に、高崎 3 5 4 複合産業団

地及び高崎複合産業団地西地区の宅地造成費用の償還に係る元金で 1,383,000,000 円 (40.3%) 減少したためである。

5 款 予備費

当初予算額は 30,000,000 円で、予備費充用がなされなかつたため、予算現額及び不^用額は 30,000,000 円である。

5 実質収支に関する調書

当年度の実質収支額は 695,251 千円で、前年度に比べ 278,000 千円 (66.6%) 増加している。

実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 ただし書の規定に基づき 450,000 千円が財政調整基金に繰り入れられた。

6 財産に関する調書

(1) 公有財産

土地の当年度末現在高は 310,484.69 m²で、前年度末に比べ 50,633.28 m²減少している。これは、高崎スマート I C 産業団地の地積更正等により 505.09 m²増加したものの、高崎スマート I C 産業団地、高崎 354 複合産業団地の分譲等により 51,138.37 m²減少したためである。

建物の当年度末現在高は 612.81 m²で、前年度末に比べ 15.86 m²減少している。これは、高崎スマート I C 産業団地 4 号公園トイレを譲与したためである。

(2) 物 品

当年度末現在高は 3 点で、前年度末に比べ 1 点減少している。これは、軽貨物自動車で 1 点増加したものの、乗用草刈機で 2 点減少したためである。

(3) 基 金

当年度末現在高は 586,524,098 円で、前年度末に比べ 1,385,698,704 円減少している。これは、高崎工業団地造成組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づく積立てにより 210,869,296 円 (前年度決算剰余金の一部 210,000,000 円及び基金運用益 869,296 円) 増加したものの、歳入への繰入れにより 1,596,568,000 円減少したためである。

第8 審査の意見

当年度の土地売却等の状況は、工業団地においては高崎スマートＩＣ産業団地で3件の分譲と高崎354複合産業団地で1件の分譲等を行い、住宅団地においては山名イーストタウンで1件の分譲、保有地においては山名町で1件の売却を行った。

また、宅地造成事業においては、高崎スマートＩＣ産業団地及び高崎354複合産業団地における文化財発掘調査、環境影響評価、緑地整備工事等を行った。

分譲地については今後も営業努力を重ね、優良企業の誘致や既存企業の移転整備による早期完売を目指し、保有地については売却や貸付等による適正管理に努められたい。

高崎市は3つの高速道路と2つの新幹線が交差し、全国でも類を見ない産業・流通のハブ機能を備えた都市である。その拠点性を活かし、より一層の発展に資するため、高崎スマートＩＣ産業団地や高崎354複合産業団地をはじめとする都市型の産業団地において産業の集積を図ることは、多方面へ物流を促し、雇用を創出し、利便性を高めるなど、大きな役割が期待されているところである。

これらの役割を確実に果たしていくためには、安定的な経営を継続していくことが重要であることから、収入と支出のバランスに配慮した資金計画に基づく事業の推進が不可欠である。よって、基金残高には十分に留意しつつ、確実な財源確保と効果的かつ効率的な事業実施に努め、健全な財政運営のもと、地域と調和した開発と産業の発展に取り組まれたい。

令和6年度高崎工業団地造成組合資金不足比率の審査意見書

第1 審査の基準

本審査は、高崎工業団地造成組合監査基準（令和2年高崎工業団地造成組合告示第3号）に準拠し実施した。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査

第3 審査の期間

令和7年8月21日から10月17日まで

第4 審査の対象

- 1 資金不足比率
- 2 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第5 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき、次の項目を主眼として審査を実施した。

- (1) 資金不足比率の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令の趣旨に沿って適正に行われているか。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているか。

第6 審査の実施内容

審査にあたっては、管理者から送付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合を行うとともに、必要に応じて、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第7 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の概況については、次に記述するとおりである。

資金不足比率は、当組合において資金不足を生じていないため、当該比率が算定されていないことを確認した。

資金不足比率の状況を前年度と比較すると、次表のとおりである。

【表1 資金不足比率の状況】

(単位：千円、%)

区分	6年度	5年度
資金不足額・剩余额	0	0
事業の規模	3,470,000	6,601,106
資金不足比率	—	—

(注)・「資金不足額・剩余额」が、正数の場合には資金の不足額を、負数の場合には資金の剩余额を示す。

- ・経営健全化基準は20.0%で、資金不足比率がこの数値を超えた場合「経営健全化計画」を定めなければならない。
- ・「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示している。

《算式》

$$\text{資金不足比率(%)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

第8 審査の意見

当組合において、資金不足は生じておらず、財政の健全性が保たれていることを示しており、良好な状態であると認められる。

資金不足比率を算定する目的は、行政サービスの持続可能性を明らかにし、それを広く市民に公表することにより、当組合財政への信頼性を強化することである。

今後もこの算定の基礎となる数値の動向に注視しつつ、財政健全性の維持に努められたい。